



2月7日 東地申第55号

2022年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ

【大田運輸区】を行う！その①

2022年3月ダイヤ改正では、安全・安定輸送を確保することを前提に、一部列車の延長増発による利便性向上、各種プロジェクトの進捗とご利用状況にあわせた輸送体系の変更を行うことを目的として実施されます。

また、「乗務員の業務等の見直しについて」「東京支社における現業機関における柔軟な働き方の実現について」などの施策により、働く環境が大きく変化することは確実です。

安全・安定輸送を前提として、利便性とお客さまサービスの向上、そして組合員の安全・健康はもとより、働きがい、生きがいを実現するために、以下の申し入れを行いました。

～申し入れ事項～

【共通】

1. 大田運輸区の運転士・車掌の標準数を明らかにすること。
2. 大田運輸区の運転士・車掌における、乗務員の業務等の見直しの変更点及び乗務員の労働時間の算定に向けた再実測の変更点について、以下の通り明らかにすること。
 - (1) 徒歩時間
 - ① 各駅の詰所から乗継箇所
 - ② 各本区から乗継箇所(準備・整理)
 - (2) 出入区における時間
3. 2021年ダイヤ改正時と今ダイヤ改正を比較して、東京支社として大田運輸区の運転士・車掌の行路で課題を改善できたもの、できなかったものを明らかにすること。
4. 今ダイヤ改正における「働きがい」「生産性の向上」の観点から東京支社として認識を示すこと。
5. 今ダイヤ改正において京浜東北・根岸線の総列車本数、総列車キロを明らかにし、減便される列車と、減便した根拠を具体的に明らかにすること。また、減便によって朝混雑時の運転間隔について明らかにすること。
6. 睡眠を目的とした乗務の中断と、食事を目的とした乗務の中断を拡大すること。
7. ダイヤ改正後の「運転時分」ならびに「停車時分」について示すこと。
8. 今ダイヤ改正において京浜東北・根岸線で使用するE233系の車両運用数を明らかにすること。
9. 今後、労働組合へダイヤ改正の提案をする際には「電車運行図表」「車両運用表」を提示すること。

【運転士】

1. 今ダイヤ改正で運転士の平日乗務キロが-138.2kmで2日勤減となる理由を明らかにすること。

その2に続く



2月7日 東地申第55号

2022年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ 【大田運輸区】を行う！その②

～申し入れ事項～

3. 平日206行路の4往復乗務を解消すること。

4. 以下の行路、列車での「行先地時間」を調整して拘束時間を短縮すること。

- ① 平日201行路763C～978Cの間
- ② 平日209行路1040B～1148Bの間
- ③ 平日210行路1039A～1214Bの間
- ④ 平日221行路便1407B～1621Aの間

5. 以下の行路の食事を目的とした乗務の中断を次のように見直すこと。

- ① 平日213行路の昼食時間を拡大すること。
- ② 平日221行路の朝食時間を設定すること。
- ③ 平日222行路の夕食時間を遅くすること。
- ④ 平日226行路の夕食時間を遅くすること。
- ⑤ 平日230行路の夕食時間を早くすること。

6. 以下の行路の長時間乗務を解消し、蒲田駅で交代とすること。

- ① 平日224行路418B
- ② 平日236行路634B
- ③ 平日237行路744B

7. 以下の行路の内容を見直して拘束時間を短縮すること。

- ① 平日217行路1729Bは磯子駅で交代とせず、大船駅からの折り返し1928Bを蒲田駅まで担当とすること。
- ② 平日234行路909Bは南浦和駅で交代とせず、蒲田駅で交代させること。
- ③ 平日238行路870Aは磯子駅で交代とせず、蒲田駅で交代させること。

8. 240行路が平日と休日で泊地が変わる理由を明らかにすること。

9. 関内駅～石川町駅間のb速の運転時分を1分30秒に見直すこと。

その3に続く

TOKYO MAIL NEWS



JTSU
R.F. ANY
TRANSPORT
ERTICE WORKERS
ANY

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2022.2.7
No. 205



HOME PAGE

Twitter

2月7日 東地申第55号

2022年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ 【大田運輸区】を行う！その③

～申し入れ事項～

【車掌】

1. 今ダイヤ改正で車掌の平日乗務キロが-911.6kmで2日勤1泊減となる理由を明らかにすること。
2. 遅日勤と早日勤の組み合わせによる長時間拘束が増大したことについて認識を示すこと。また日勤行路の拘束時間を現行ベースまでの拘束時間に短縮すること。特に休日における早日勤は退勤時間を早めること。
3. 明けの行路の終業時刻については始業時刻順になるよう行路作成に努めること。
4. 安定性向上のため、南行から北行ならびに北行から南行の乗継は25分以上の行先地時間を確保すること。
5. 車掌の窓閉め作業や、ドアの一旦閉め切り扱いなどがあることから、折返駅での停車時分は最低6分以上とすること。また、蒲田駅と桜木町駅は7分以上とすること。
6. 平日137行路の626A南浦和駅～627A磯子駅までの乗務を蒲田駅までとして乗務交代すること。
7. 以下の行路を持ち替えること。
 - ①平日140行路明け、磯子駅からの便乗は東神奈川駅までとして平日132行路の709Bと持ち替えし、平日132行路は桜木町駅から蒲田駅へ便乗後平日140行路の642Bと持ち替えること。
 - ②休日106行路の1436B～1637Bと休日119行路の1428B～1629Bを持ち替えし、1428B～1629Bを休日107行路の1584C～1683Cと持ち替えること。
 - ③休日131行路と休日135行路、それぞれ最初の2往復分を持ち替えること。
 - ④休日139行路909A～1108Aと休日140行路905Bと1104Bを持ち替えること。
8. 教育の観点から、終電車の担当は平休とも同一行路とすること。